

○財務省告示第三百一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年八月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその 法律の根拠 の条項及びそ の法律第二十 三年法律第二 十三号）第四 十六
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で二千九百九十七億 円
四	発行方法 三千二百八十六億二百六十八万
五	募入決定の 方法
六	発行額
七	払込金額

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利息の払込み

九千円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

す。整数倍の金額によるものと

平成二十四年八月三十日

発行対象国債ごと額面金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

(別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた額の払込
式により払い込むものとする。
期日に行い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率の
総額100×各発行対象国債の償還期
／利息の払込み回数(日)に
乗る。)

(二)

発行時に、おいて、その利子
に係る所得税が、源泉徴収され
るものとして、振替口座簿の中
の口座記載又は記録されるもの
のよりにて、前記(一)の算式
に、算出た金額を乗じた当該金

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十四
利
子

各
種
の
債
券
の
利
率
の
算
出
方
法

償還期 限	償還額 の 基 礎	準 則 と す る の 対 象	各 種 の 債 券	象 限 の 債 券	利 回 り の 支 出	元 金 の 支 出	払 入 所 の 加 算	入 札 参 加 者	払 込 期 日
（別表のとおり）	額面金額	平成二十八年八月二十八日付で	日本証券協会の発行した公	店頭売買の発行した平均値	単利回りとする。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十四年八月三十日	

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (二十年回)	一・七%	三平成二十日年	七十億円
利付国庫債券 (二十年回)	一・八%	六平成二十日年	五百三億円
利付国庫債券 (三十年回)	一・三%	日年平三三二二	七十億円
利付国庫債券 (三十年回)	〇・八%	日年平九三二二	二十億円
利付国庫債券 (三十年回)	一・一%	十年平日三二二	四十億円
利付国庫債券 (二十年回)	一・九%	日年平九三二四	円千三百四億
利付国庫債券 (二十年回)	一・〇%	日年平三三二五	百億円
利付国庫債券 (二十年回)	二・二%	日年平九三二八	円二百六十億
利付国庫債券 (二十年回)	二・二%	三平成二十日年	円六百三十億